

No.	Plan				Do		Check						Action		担当部署					
	総合計画基本計画	款	項	目	事業名	事業の目的	事業の概要	H29実績	事業費H29決算見込額(千円)	成果指標名	H28成果	H29目標	H29成果	必要性		有効性	効率性	評価理由	事業費の方向	今後の方針
31	2-② 疾病の予防と早期発見に努める	4	1	2	予防接種事業	予防接種法に基づく定期予防接種を行うことにより、感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防する。	予防接種法に基づき乳幼児、学生、高齢者に疾病予防のための予防接種を行う。	各種予防接種を実施。 ヒブワクチン1,584人、小児用肺炎球菌ワクチン1,609人、四種混合1,616人、二種混合522人、ポリオ6人、BCG390人、麻疹・風疹混合890人、水痘847人、日本脳炎2,305人、B型肝炎1,194人、高齢者インフルエンザ7,785人、高齢者肺炎球菌1,250人	139,383	1歳までにBCG接種を終了している者の割合(%)	99.8	100	99.2	A	A	B	感染予防対策として必要な事業である。	維持	感染予防対策として必要な事業であるため、継続して実施していく。	健康増進課
32	2-② 疾病の予防と早期発見に努める	4	1	2	妊産婦乳幼児訪問指導事業	母子保健法に基づき妊産婦・乳幼児を対象に家庭訪問を実施し、健康管理を行う。	ハイリスク妊婦と幼児に対し、必要時訪問する。また、生後2ヶ月児に対し、全戸訪問を実施し(赤ちゃん訪問)、母子の健康状態や育児支援を行う。	助産師や保健師による妊産婦や乳・幼児訪問の実施。 妊・産婦訪問(延) 398人 乳児訪問(延) 446人 幼児訪問(延) 288人	1,287	赤ちゃん訪問を受けた人の割合(%)	95.8	100	99.2	A	A	B	妊産婦の健康管理や乳児の健全な成長を促すため、事業実施は必要。	維持	妊産婦の健康管理や乳児の健全な成長を促すために、事業の継続が必要。	健康増進課
33	2-② 疾病の予防と早期発見に努める	4	1	2	健診事後指導事業	発達面で気になる児に対し、早期に適切な支援を行い、健全な心身の発達を促す。	健全な心身の発達を促すために、専門スタッフによる発達相談やことばの相談等を実施。	ことばの相談 14人 ちびっこ相談 93人	603	相談者数(人)	85	96	93	A	A	C	現在の事業対象者が、専門的な相談を受けることができるよう、事業継続の必要はある。効率性を上げるには、他課との調整が必要。	縮小	他課との業務の調整を行い、当課で行なっている相談事業対象者の受け皿があれば、事業費の縮小を検討する。	健康増進課
34	2-② 疾病の予防と早期発見に努める	4	1	2	幼児健診事業	幼児の健全な成長発達のため幼児健診・保健指導を実施し、異常の早期発見と早期治療・療育を受けられるようにする。(母子保健法)	母子保健法に基づく1歳6か月児・3歳児を対象に集団健診、2歳児とその保護者を対象に歯科検診・保健指導を実施。	1歳6か月児健診 443人 3歳児健診 460人 2歳児親子教室 2歳児 424人 保護者 411人(歯周病検診受診者)	3,833	3歳児健診受診率(%)	100	100	100	A	A	A	児の健全な発達を促すため、事業の実施は必要である。	維持	児の健全な発達を促すため、事業を継続していく必要がある。	健康増進課
35	2-② 疾病の予防と早期発見に努める	4	1	2	健康教育事業	健康増進法に基づき、健康増進計画の推進事業として、市民の健康寿命の延伸のため、市民の健康知識の普及啓発を行い、自分で健康管理ができるよう支援する。	市の健康課題となっている高血圧・肥満・糖尿病など生活習慣病発生予防及び重症化予防等健康教室を行い、正しい健康知識の普及と個人が実践できるよう支援する。	肥満(メタボ)、高血圧予防教室、運動教室、骨粗鬆症教室等を開催(70回、参加延人数2,547人)。	393	教室を受講し、健康意識が高まった人数(人)	3,088	3,200	2,547	A	A	A	法に基づいた事業であり、健康寿命の延伸のため、健康知識の普及啓発が必要。	維持	法に基づいた事業であり、健康寿命の延伸のため、健康知識の普及啓発が必要のため、継続して実施をしていく。	健康増進課
36	2-② 疾病の予防と早期発見に努める	4	1	2	健康相談・訪問事業	健康増進法に基づき、市民の生活習慣病等心身の健康相談を個別に行い、個人に合った助言指導を行うことにより、疾病予防及び重症化予防、また個人が健康生活を送ることができるよう支援する。	心身の健康問題に対し、個別に助言指導を行い、生活習慣の変容等問題解決に導く。	月1回の定例健康相談や検診会場での健康相談、また随時健康相談の実施。 訪問による健康相談の実施。 相談・訪問人数:2,430人	215	健康意識等を改善した人数(人)	1,984	2,500	2,430	A	A	A	法に基づくものであり、市民の健康管理のため身近に相談できる場所の設置、相談の体制づくりが必要である。	維持	法に基づくものであり、市民の健康管理のため身近に相談できる場所の設置、相談の体制づくりが必要のため、継続して実施をしていく。	健康増進課
37	2-② 疾病の予防と早期発見に努める	4	1	2	健康ミニチェック事業	若年期から生活習慣病の早期発見・早期治療、予防(自己管理)に取り組むことができる。	生活習慣病の健診を受ける機会のない30歳代を対象に健診を実施し、健診事後に早期から健康への関心を高めるために健康教室を実施。	30・33・36・39歳を対象に健康ミニチェック・結果説明会の実施(実施者数 127人)	726	ミニチェックを受診し、自己管理ができた人数(人)	133	150	127	A	A	B	若年者に健康管理を行うことにより健康寿命の延伸、医療費の削減につながる事業である。	維持	若年者に健康管理を行うことにより健康寿命の延伸、医療費の削減につながる事業である。	健康増進課
38	2-② 疾病の予防と早期発見に努める	4	1	2	胸部健診事業	「感染の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「がん対策基本法」に基づき、結核・肺がんの早期発見・早期治療	感染症予防法と健康増進法に基づき、レントゲン車が市内の集会場等に向く等胸部健診を実施。健診結果で「要精密」者には受診勧奨をし、早期治療に導く。	レントゲン車により集団検診。レントゲン車の昇降が困難なものに個別受診による胸部健診を実施。健診結果にて受診勧奨を行う。 実施者数 6,581人	12,836	肺がん検診の要精密者が、後1年以内に精密検査を受診した割合(%)	70.9	70	73.9	A	A	A	個人の健康管理・疾病の早期発見・治療を目的としたものであるとともに、感染の予防の事業でもある。	維持	法に基づく健診であり、個人の健康管理・疾病の早期発見・治療を目的としたものであるとともに、感染の予防の事業でもある。	健康増進課
39	2-② 疾病の予防と早期発見に努める	4	1	2	母子保健相談事業	妊娠中から継続した母子への支援を行い、育児不安を軽減し、児の健やかな成長を促す。	母子保健法による妊娠中における教室、乳幼児期には育児相談や訪問を実施。外国人には母子保健サービスが滞ることのないように通訳を配置し、サービスを提供する。	母子手帳交付 445人 お母さん教室 53人 プレバ・プレママ教室 123人 初めてのママ教室 226人 離乳食教室 155人 すくすく育児教室 205人	1,149	育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの対処ができる1歳6ヶ月児の親の割合(%)	81.6	85	78.2	A	C	B	妊娠中からの継続した子育て支援のため、事業をさらなる充実が必要。	拡大	妊娠中からの継続した子育て支援のため、子育て世代包括支援センターの設置、個別相談の充実に取り組んでいく。	健康増進課